

# 社会福祉協議会における地区社協づくりに関する 位置づけの歴史的変遷に関する研究(3)

－社会福祉基礎構造改革から 2010 年代半ばまで－

佐藤 順子

聖隷クリストファー大学

## Historical Transition of Local Community for Social Welfare Establishment Scheme at Municipal Council of Social Welfare Level (Third Report) Focusing on 2000 (basic structural reform) to the middle of 2010's

Junko SATO

Seirei Christopher University School of Social Work

### 抄 録

本稿は、社協による地区社協等づくりが果たしてきた歴史的役割を正しく評価することを目的に取り組んできた研究の第三報であり、社会福祉基礎構造改革以降 2010 年代半ばまでの社会福祉政策、地域福祉政策と社会福祉協議会及び地区社協の位置づけについてまとめたものである。

2000 年代初頭に行われた社会福祉基礎構造改革により、社会保障の縮小が促進され、互助・共助の強化が公助を補完するものとして期待されるようになった。こうした中、あらためて社協の役割が内外で検討された結果、80 年代から 90 年代にかけて軽視されてきた地区社協等が、地域におけるつながりづくりや住民主体のインフォーマルサービス開発などを実現するものとして再評価され、その推進が一層求められるようになった。もとより、社協の地区社協等づくりは政策側からの期待に応えるために取り組まれてきたわけではなく、社協創設以来、住民主体の地域福祉の実現のために取り組まれ、その結果生み出された諸活動がインフォーマルサービスとして地域の中で資源化してきたと考えるべきであり、2006 年、2008 年に提出された地域の福祉力や小地域福祉活動の活性化に関する調査報告で示された方針は、社協による地区社協等支援において基盤とすべきものとして重要である。

またこの間の社会福祉、地域福祉政策においては、コミュニティ政策の影響も認められ、地区社協以外の地域福祉推進基礎組織、社協以外の支援機関が出現するなど、この面でも多元化がみられる。そうした中、社協の専門性、相対的独自性を明らかにし、住民がイニシアティヴをもって活動を展開し、自治体統治に参画する、という側面を重視し、多様な地域福祉推進基礎組織に対して支援していくことがますます求められる。

キーワード：社会福祉協議会、地区社協、基礎構造改革以降

Key word : Local Community for Social Welfare, Municipal Council of Social Welfare, after basic structural reform

## はじめに

本稿は、社会福祉協議会（以下「社協」という）が地区社協等地域福祉推進基礎組織（以下「地区社協等」という）、すなわち「地縁団体等の全住民を代表する組織と福祉活動組織の二者で構成される、地域を基盤とした住民の地域福祉活動を推進する基礎的な組織」をどういう位置づけで、どういう意義をもったものとして推進してきたのか、その経緯を明確にすることをとおして、社協による地区社協等づくりが果たしてきた歴史的役割を正しく評価することを目的に取り組んできた研究の第三報である。研究方法としては、社会福祉・地域福祉政策の動向を踏まえながら、主に全社協から提案された各種方針、地域福祉政策に関わる関連文書等をもとに、地区社協の位置づけをその経過に沿って整理し、その特徴を考察した。

第一報（佐藤 2011）は社協創設から1980年代初頭までを対象期間とし、次のことを明らかにした。

1962年、「社会福祉協議会基本要項」の中で「住民主体原則に基づく地域組織化」という社協の使命が確定した際、それを地域住民の生活と直結する小地域で実現することを目的に、地区社協づくりが明確化された。その後、1970年前後のコミュニティ政策、それに基づく地域福祉政策提起の際には、地区社協が取り組む住民参加による住民ニーズ発見、その解決に向けた実践、地域の実情に応じた地域福祉計画策定などの活動が、コミュニティ形成に重要な役割を果たすものとして評価された。さらに小地域における福祉課題解決に向けた取り組みは「住民福祉運動」として位置付けられ、地方自治体や国の施策として解決すべきものについてはその実現を図ることが奨励された。しかし石油

ショックをきっかけとする高度経済成長の終焉、福祉見直しを背景に、1980年前後から社協自体が在宅福祉サービス実施主体へと大きく路線変更する中、地区社協も「小地域住民福祉活動」と読み替えられたうえで、次第に在宅福祉サービス推進のための資源、手段と位置づけられるようになった。

第二報告（佐藤 2012）は1980年代後半から1990年代中盤までを対象期間とし、次のことを明らかにした。

経済の低成長を背景に市町村の役割強化、在宅福祉の充実、民間福祉サービスの育成等が課題となる中、1989年福祉八法改正を伴う「福祉改革」が行われ、「地域福祉新時代」と呼ばれる時代が到来した。1990年代の社協は、1980年代に続き、さらに強力に「変わる」ことを要請された。その主な要因は、国をあげての在宅福祉サービス拡充であり、市町村社協には、その担い手としてまず機能することが制度的に求められた。さらに、「ふれあいのまちづくり事業」が創設され、個別の住民ニーズに対して、問題発見から問題解決まで対応する「個からのアプローチ」が社協の機能にビルトインされた。そしてこれら2つの機能を統合・発展させた新たな社協のあり方として「事業型社協」が提起された。

こうした流れの中で、小地域ネットワークやふれあい・いきいきサロンといった小地域を基盤に、住民を担い手とした（住民参加による）インフォーマルな在宅福祉活動が、フォーマルな在宅福祉サービスを補完するものとして、あるいは個別の住民ニーズを発見したり、充足したりするための資源として開発され、普及していった。

片や地区社協づくりについては、1980年代末まではその組織化が市区町村社協の必須課題

に位置づけられるなど重視されたが、次第にトーンダウンし、ついには、小地域ネットワークづくり等事業は「資源整備」の一環、地区社協は「まちづくり」の一環と、位置づけが分離されるとともに、地区社協づくりは必ずしも市町村社協が取り組まなくてもよい事業となった。その結果、全国的に地区社協づくりは低調なまま、小地域ネットワークづくり、ふれあい・いきいきサロンは着実に普及していく結果となった。

以上を踏まえ、第三報となる本稿では社会福祉基礎構造改革以降2010年代半ばまでの社会福祉政策、地域福祉政策と社会福祉協議会及び地区社協の位置づけについてまとめる。

## 1. 2000年以降の社会福祉政策と地域福祉政策

### (1) 社会福祉基礎構造改革

1990年、前年度の合計特殊出生率が1.57であることが判明し、また1994年には高齢化率が14.5%を超え、いよいよ高齢社会に突入する。一方、1990年代初頭にバブル経済は崩壊し、経済は長期停滞に陥る。このような少子高齢化の進行、経済の停滞、加えて経済のグローバル化に伴う雇用環境の変化などを踏まえ、21世紀を前に、社会保障、社会福祉のあり方についての模索が始まった。

1993年、社会保障制度審議会社会保障将来像委員会は第一次報告を提出し、社会保障における公的責任の見直し、それに伴う民間への委託、個人責任の強調、費用の相応の負担、地域における相互扶助の重要性などについて指摘した。また1994年の第二次報告では、措置制度の見直し、介護費用の社会保険化とともに、地域での新しい相互連帯による組織づくりなどが

必要であることを示した。

1995年、社会保障制度審議会は2つの報告を取りまとめ「社会保障制度の再構築－安心して暮らせる21世紀の社会を目指して」を勧告した。その中で、社会保障制度のあり方における国・地方、公・私役割分担について言及しつつ、特に介護のあり方に関して、公的介護保険制度の導入、介護ニーズへの対応における住民参加型組織の活用、などを提案した。

一方、1995年「構造改革のための経済社会計画」が閣議決定され、競争を活発化させ、日本経済の高コスト構造を是正し、企業の自由な創意工夫を引き出すことによって、新規事業を創出する「規制緩和政策の推進」が示された。その中で、福祉に関しても「自立のための社会的支援システムの構築」という項目において、医療保健、福祉関連産業の分野への企業等の進出や投資の促進、公的サービス供給の最適化と効率化、そのための公的責任分野における民間部門を含めたサービス提供者間の適正な競争の促進などが課題として示された。

以上を踏まえ2000(平成12)年、いわゆる「社会福祉基礎構造改革」が断行され、戦後約50年にわたって社会福祉を支えてきた根幹が変更された。その主なものは、福祉サービス利用制度としての措置から選択・契約への転換、福祉サービス供給主体の多元化、サービス利用における応能負担から応益負担への転換等であり、その方針にそって高齢者介護、障害者支援などが推し進められるようになった。あわせて社会福祉法に、住民、ボランティア、福祉事業者協働による「福祉サービスを必要とする人々の地域における自立生活支援」を旨とする「地域福祉の推進」が明記され、市町村・都道府県行政の役割として「地域福祉計画」、「地域福祉支援計画」策定が規定された。このように地域福祉

は、社会福祉の一領域から、社会福祉のあり方そのものを指し示す課題となり、「地域福祉の主流化」(武川 2006: ) が進行した。これらは社会保障の縮小や、規制改革の一側面であり、施設福祉から居宅(在宅)福祉へ、公助から自助・互助・共助へ、行政役割をサービス提供の責任主体から条件整備主体へ、それぞれ転換することを内実とするものであった。

## (2) 2000 年以降の社会福祉、地域福祉政策

### 1) 高齢者介護、障害者支援に関する動向

2000 年に介護保険法が成立し、高齢者介護のあり方は大きく変化した。しかし間もなく様々な問題が発生していることが判明し、団塊の世代が高齢期に達する 2015 年をめぐり、介護保険制度を持続可能なものにするにはどうしたらよいか課題となる中、高齢者介護研究会は 2003 年「2015 年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立について～」を公表した。その中では重度の要介護者が在宅生活を継続できていないこと、予防給付が要介護状態の改善につながっていないことなどが問題として取り上げられ、「地域包括ケアシステム」の確立が方策の一つとして提案された。そして 2005 年介護保険法改正により、地域包括ケア実現に向けて中核的な役割を担う機関として地域包括支援センターが創設された。

2008 年の「地域包括ケア研究会 報告書～今後の検討のための論点整理～」では、あらためて地域包括ケアシステムを「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できるような地域での体制」と定義し、団塊の世代が後期高齢者となる

2025 年に向けて、その方向性と課題を明示した。その中で、地域包括ケアシステムの前提として、自助・互助・共助・公助の役割分担が確立していることをあげ、とりわけ互助についてはその重要性、それを推進する取り組みの必要性を強調し、その前提となる「まちづくり、地域づくり」を全国的に展開することにも言及した。

2013 年、社会保障制度改革国民会議報告書において、社会保障の「1970 年代モデル」から「21 世紀(2025)モデル」への転換が示された。それは子ども子育て支援、経済政策、雇用政策、地域政策と連携し、能力に応じて支え合う全世代型の社会保障として再構築するというものであったが、同時に、様々な生活上の困難があっても地域の中でその人らしい生活が続けられるよう、地域特性に応じて医療・介護、福祉・子育て支援に関する支え合いの仕組みをハード面、ソフト面における「まちづくり」として推進することも提示した。そして地域包括ケアシステムは、地域の持つ生活支援機能を高めるという意味において「21 世紀型のコミュニティの再生」であると指摘した。

次に 2000 年以降の障害者支援に関して、その方策として地域福祉に関連して特徴的なのは、「地域移行」が促進されるようになったことである。2003 年、社会福祉基礎構造改革を受けて支援費制度が始まり、障害者の地域生活を支援する観点から、ケアマネジメントを活用した相談支援が重視されるようになる。その後、2006 年に施行された障害者自立支援法においては、2011 年度末までに、施設利用者の 1 割以上を地域生活に移行すること、精神病院から 72,000 人の退院を促進することが政策の目標とされ、2012 年に成立した障害者総合支援法においては、地域移行の対象者として保護施設、

矯正施設入所者も加えられた。

## 2) 地域福祉政策の動向

2000年の社会福祉法改正により、市町村は地域福祉計画策定が求められるようになり、地域福祉は自治体行政にとって主体的に取り組むべき重要な政策課題となった。またその策定指針においては圏域設定について言及され、市町村より狭域の地域住民の生活に密着した地域において施策の展開をはかることの必要性が指摘された。

さらに同年、厚生省は「社会的な援助を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」を公表し、従来の福祉制度では援助することができない人々、すなわち社会的摩擦や排除、社会的孤立や孤独に、心身の障害や不安、貧困があいまって様々な問題を抱える人々に対して、今日的なつながりを再構築し、対応する「ソーシャルインクルージョン」を提案した。

また2007年10月には厚労省社会・援護局の下、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」が発足し、その検討結果が2008年に報告された。これは、国が1971年「コミュニティ形成と社会福祉」以来37年ぶりに地域に着目したもの<sup>i</sup>と評価されているが、これからの地域福祉の課題として、住民が主体となって参加し、地域の生活課題に対応する「地域における『新たな支えあい』(共助)」が求められていること、それは人々のつながりの強化や地域の活性化、すなわち地域社会再生の軸になりうるものであることを指摘した。併せてこれらの事業を推進するための条件の一つとして地域福祉コーディネーター整備が市町村の役割として明記され、その後「コミュニティ・ソーシャルワーカー」配置事業として補助の対象となった<sup>ii</sup>。

またこの中で、社協がふれあいサロンや見守りネットワーク活動、地区社協の組織づくりなどの住民による地域福祉活動を支援していることに対し、「地域福祉を進めるうえで重要な役割を担っている」と評価した。

翌2009年に厚生労働省は、既存の施策や活動から漏れ、対応できていない方々への見守りと買い物支援を、地域生活維持の最低限の支援である「基盤支援」と位置づけ、①基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する、②基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる、③安定的な地域の自主財源確保に取り組む、を三原則とする「安心生活創造事業」を創設した。そこでは全国58の自治体が3年間モデル的に取り組みを行い、もれない把握システム確立と個人情報共有化、新しい公共の観点(見守り協定や連携)、総合相談窓口開始自治体の増加、都市コミュニティ再生・集合住宅型地域の取組み、福祉以外の分野との連携などがその成果として報告された(安心生活総合事業推進検討会2012:19-31)。

こうした中、2008年9月、巷間「リーマンショック」と呼ばれる事態が発生し、それを機に経済状況の低迷が再び起こり、2011年、生活保護の受給者が過去最高に達した。これを受けて2012年、社会保障審議会「生活困窮者の生活支援のあり方に関する特別部会」が発足し、その検討の結果、2015年「生活困窮者自立支援法」が施行された。それに基づく事業では「生活困窮者自身の自立と尊厳の確保」とともに「生活困窮者支援を通じた地域づくり」も目指すことになり、生活困窮者の早期発見、見守り等の面で既存の社会資源のネットワーク化、新たなインフォーマルサービスの創出などが求められた。

### (3) 2000年以降の社会福祉政策・地域福祉政策を規定するコミュニティ政策の動向

2008年「地域包括ケア研究会報告書」の中で「互助」の役割を推進する前提として「まちづくり、地域づくり」への言及があったり、同年報告された「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」に関してもコミュニティ形成との関連が示唆されたり、社会保障の21世紀モデルにおいても、まちづくりが意識されたりしていることについてすでに述べたが、この間の社会福祉政策、地域福祉政策の背景の一つとして「第二次コミュニティブーム<sup>iii</sup>」とも称されるコミュニティを重視した政策との関連は見逃せない。その具体的な内容は既報のとおりであるが（佐藤 2009）、第27次地方制度調査会、総務省などを中心に、地方分権時代における分権型社会創造、あるいはコミュニティ再生を目的に、地域自治組織、まちづくり協議会等地域コミュニティ組織構築が盛んに提起された。こうした政策には行政によるコストの削減を含む「統治の再編」としての意図がある一方で、住民が統治に直接参加しうる機会を開き、イニシアティブをもって活動を展開する可能性も秘めており「両義性」がある（斎藤 2013：27）と評価されている。

## 2. 社会福祉協議会方針の変遷と地区社協の位置づけ

社会福祉基礎構造改革を機に、社協は厚労省から、住民組織、ボランティア組織の連携強化、住民の日常生活支援のための見守り活動、サロン活動の組織化などを担う地域のオーガナザーとして機能してきた実績をいかし、住民自身によるインフォーマルサービスの実施・促進主体となることが期待された（厚生労働省援護局地域福祉課 1998：12-17）。また全社協は、社

会福祉基礎構造改革における市区町村社協の課題として、縦割り施策の谷間を埋めるような総合相談機能、地域福祉活動計画策定、とりあえずすぐに対応できる独自サービスの開発などとともに、小地域での住民の福祉活動の組織化、見守り体制、ふれあいいいきサロン等、社協ならではの活動を再評価することを示した（全社協地域福祉部 1998：18-25）。

その後公表された社協に関する各種方針において、地区社協の位置づけは次のとおり変遷した。

### ①市区町村社協経営指針 2003年

これは市区町村社協が地域福祉推進の中核として時代の要請にこたえるため、事業運営、経営の理念、その実現に向けた取り組みの指針を示したものである。その中で、創設当初から取り組んできた地域福祉推進事業について、福祉サービス・活動の担い手が一般企業、NPO法人等に拡大し、福祉サービスも地域福祉志向が強まり、自治体地域福祉計画策定における住民参加の徹底が強調されている、などの流れを踏まえ、新たな地域福祉活動推進に取り組んでいくことが求められた。

### ②「地域の福祉力の向上に関する調査研究委員会報告」（2006年）と「小地域福祉活動の活性化に関する調査報告」（2009年）

2006年、「地域の福祉力の向上に関する調査研究委員会報告」が公表された。その中で、地域福祉の推進力は「地域の福祉力」と「福祉の地域力」の合力であること、異質性や多様性を共有する「出会いの場」と「出会いの場」から生まれる住民同士の「協議の場」、「協働の場」の強化が必要であること、同時に、あらためて小地域福祉活動やその基盤となる地区社協等地域福祉推進基礎組織を創設・支援し、地域における出会い、協議、協働を促進するコミュニ

ティワーカーの役割が不可欠であることを指摘した。

また2008年には、小地域福祉活動を担う基礎組織の状況等を明らかにし、小地域福祉活動の活性化の方法を明らかにすることを目的に先進地区の調査・分析が行われた。その結果、地区社協等の機能と活動の効果を次のとおり整理した。

#### 機能

- ・ 小地域に関する協議
- ・ 福祉に関する広報啓発
- ・ 福祉活動の支援、連絡・調整
- ・ 福祉活動の実施
- ・ 福祉活動の創設支援
- ・ 要援護者への個別支援の調整

#### 活動の効果

- ・ 地域課題の解決
  - ・ 住民の意識の変革
  - ・ 住民の主体性の育成
  - ・ 希薄化しつつある地域のつながりの再構築
  - ・ 専門職との連携
  - ・ 小学校区レベルから自治会・町内会レベルへの活動の広がり
- 等

以上のような結果から、地区社協等は小地域福祉活動の必要条件であり、地区社協等の活性化そのものが小地域福祉活動の活性化につながるものと評価された。

このころより社協において小地域福祉活動や、地区社協づくりが重要であることが、再び盛んに指摘されるようになった<sup>iv</sup>。特に2008年「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告」が厚生労働省より提出されたことに関して、全社協は「住民の地域福祉活動の内容や意義については、従来社協が考え方を整理し、実践をしてきたものと基本的には大きな違いはなく、社協が進めてきたものが注目され、それ

が位置づけられたもの」と評価した。また、今後の課題として、住民の地域福祉活動は、住民の主体性を基本に据えたものであるべきであり、行政による安易な住民頼み、地域社会頼みが起きないように、自治体、住民、関係者間で協議していくこと、そのために社協は場づくりを行い、コーディネート役を担っていく必要がある、と指摘した。併せて、まちづくり協議会福祉部、地縁型NPOなど、従来、社協がすすめてきた地区社協等とは異なる組織も生まれてきており、さまざまな形態の地域福祉推進基礎組織に対して、社協が的確に支援をする必要性にも言及している（全社協2008：2-5）。

#### ⑤社協・生活支援活動強化指針（2012年）

本指針は、地域福祉をめぐる様相に対し、社協活動が生活問題の解決や、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」という社協の使命を果たすことにつながっているのか点検し、事業・活動の強化を図ることを目的に提案されたものであり、あらゆる生活課題への対応、相談・支援体制の強化、アウトリーチの徹底、地域のつながりの再構築、行政とのパートナーシップを柱にアクションプランを示した。特に「地域のつながりの再構築」については、地区社協等の設置による住民福祉活動を評価した一方、行政が直接コミュニティ協議会等の組織化を進め、地区社協等との調整が必要になっている社協があることなどを課題として認識したうえで、地区社協の支援、設置促進、小地域福祉活動計画策定などをアクションプランとして提示した。

### 3. まとめと考察

2000年代の幕開けは、戦後間もない時期に構築された社会福祉の屋台骨を作り直すことか

ら始まった。その背景・要因は1980年代から続く少子高齢化の進展、経済状況の停滞、そうした中で社会保障制度の持続可能性の担保であることは言うまでもないが、国から地方へ、官から民へ、施設・病院から在宅へ、などのかけ声の下、2000年以降、「公助」の縮減はますます進行し、その結果漏れた、あるいは新たに発生した問題を、自助、互助、共助で補完することが求められるようになった。

このような状況の中、地域福祉は社会福祉の一領域から、社会福祉のあり方を指し示す課題となる。在宅福祉サービス供給主体は拡大し、行政が地域福祉計画の策定主体となるなど、地域福祉推進主体も多元化し、社会福祉協議会の地域福祉における独自の役割は何か、模索が始まった。その結果、地域におけるつながりづくりや住民主体のインフォーマルサービス開発などがその役割として認識され、それを実現する地区社協等の役割が再評価され、その推進があらためて求められるようになった。

もとより、社協の地区社協等づくりは、上記のような政策側からの期待に応えるために取り組まれてきたわけではなく、社協創設以来、住民主体の地域福祉の実現のために取り組まれ、その結果生み出された諸活動がインフォーマルサービスとして地域の中で資源化してきたと考えるべきであろう。社協による地区社協等支援においては、2006年の地域の福祉力の向上に関する調査研究委員会報告、2008年の小地域福祉活動の活性化に関する調査報告で示された方針を基盤にすることが必要であると考えられる。

なお、この間の社会福祉、地域福祉政策においては、コミュニティ（地域）政策との連携、「コミュニティ再生」、「まちづくり」などとのリンクを求める方針が示されるのも特徴である。これにより、地区社協以外の地域福祉推進基礎組

織、社協以外の支援機関が出現するなど、この面でも多元化がみられる。そうした中、社協の専門性、相対的独自性を明らかにし、住民がイニシアティブをもって活動を展開し、自治体統治に参画する、という側面を重視し、行政、他の中間支援組織とも連携しながら多様な地域福祉推進基礎組織に対して支援していくことがますます求められるようになった、ということにも留意が必要である。

## 注

- <sup>i</sup> 座談会「地域における『新たな支え合い』とは～これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告から～」における大橋の発言（全社協2008：6）
- <sup>ii</sup> その後、その定義は①小地域で担当し、②制度の狭間の課題も含めて個別支援と地域の社会資源をつなぎ、③地域特性に応じた社会資源やサービスの開発を含めた地域支援を行う役割を担う人、とされた。（2013年 野村総合研究所『コミュニティ・ソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）調査研究事業報告書』）
- <sup>iii</sup> 1970年代前後のコミュニティ論が盛んに論じられ、コミュニティ政策が打ち出された時代に続く、という意味で「第2次」といわれている。（小田切徳美「第2次コミュニティブーム」（全国町村会HP内 平成19年6月29日付コラム） <http://www.zck.or.jp/column/odagiri/2605.htm/>）
- <sup>iv</sup> 2007年8月以降のNORMA（No.209、211、212、216、227）など

## 参考文献

佐藤順子（2009）「近年のコミュニティを重視した政策の動向－コミュニティ再生に着目

して－』『聖隷クリストファー大学社会福祉学部紀要 No.7』

佐藤順子（2011）「社会福祉協議会における地区社協づくりに関する位置づけの歴史の変遷に関する研究（1）－社協創設から1980年代初頭までを中心に－」聖隷クリストファー大学社会福祉学会『聖隷社会福祉研究第4号』

佐藤順子（2012）社会福祉協議会における地区社協づくりに関する位置づけの歴史の変遷に関する研究（2）『聖隷クリストファー大学社会福祉学部紀要 No.10』

厚生労働省援護局地域福祉課（1998）「社会福祉基礎構造改革の方向と社協への期待」『月刊福祉 81（12）』12-17

全社協地域福祉部（1998）「新時代の社協活動～基礎構造改革と市区町村社協の課題～」『月刊福祉 81（12）』18-25

全社協（2003）『全国社会福祉協議会九十年通史』

全社協（2007）『地域福祉をすすめる力～育てよう、活かそう「地域の福祉力」』

全社協（2007）『NORMA 社協情報No.209』

全社協（2007）『NORMA 社協情報No.211』

全社協（2007）『NORMA 社協情報No.212』

全社協（2008）『NORMA 社協情報No.216』

全社協（2009）『NORMA 社協情報No.227』

全社協（2009）『小地域福祉活動の活性化に関する調査研究報告書』

全社協（2010）『全国社会福祉協議会百年史』